

# 出前事業のご利用について

江波山気象館の出前事業は、主催者からのご依頼をうけて、主催者の事業に協力をさせていただくものです。当館の出前事業の利用においては、下記の事項を遵守してください。

(主催者とは出前事業をお申込みになった施設のことをいいます。)

## 記

1. 参加者の誘導、事業実施中の安全の確保等については、主催者の責任においてお願いします。また、実施中の参加者の事故や怪我においては、主催者において対応してください。
2. 出前事業のうち、サイエンスショーのご利用には、参加者の事故や怪我に備えた傷害保険等の加入が条件となります。傷害保険等への加入の有無を確認してください。※
3. 下記の場合は、出前事業の実施はできません。
  - (ア) サイエンスショーをご利用の場合、実施日当日に傷害保険等への加入の有無が未確認または未加入の場合。
  - (イ) 実施中の参加者の危険な行為等により安全の確保が困難な状況であると当館において判断した場合。
  - (ウ) 下記により出前の実施が困難と判断した場合。
    - ・台風や大雨・雪等の天候の状況や地震等による自然災害の被害状況
    - ・感染症予防等による集会等の自粛が必要な場合等や、これに伴い当館が休館する場合等  
(裏面の「学校における感染症への対応について」もお読みください。)
    - ・その他なお、いかなる場合においても、出前事業の中止により発生した損害については保障いたしかねます。
4. 主催者及び参加者の過失により機材の破損等があった場合は、主催者で修復費用等の必要経費を負担していただく場合があります。
5. 機材の搬入等において自動車を使用するため、駐車場を確保してください。
6. 上記の1から5までの事項について遵守されない場合は、以後のお申込みを承諾できない場合があります。

※ すでに実施会場（施設）の加入している傷害保険等がある場合、その保険の適用について、実施事業参加者全員（未就学児も含む）に対応していることを確認してください。（複数の保険による対応も可能です。ただし、個人加入の保険は除きます。）

万が一、事故等が発生した際に、傷害保険等の未確認、未加入、未対応等の理由により保険が適用されない場合は、主催者の責任において対応してください。

なお、事業の様子を記録として撮影する場合があります。また、撮影した記録を報告や広報等で使用する場合がありますのでご了承ください。

以上

広島市江波山気象館長

# 学校等における感染症への対応について

広島市江波山気象館の出前事業のご利用において、学校保健安全法施行規則第18条<sup>※1</sup>に規定する感染症（インフルエンザ、百日咳、麻しん、風しん、新型コロナウイルス感染症等）の流行に際し、下記のとおり、対応させていただきますので、ご了承のうえご利用ください。

次のような場合はお申込みいただいた出前事業の実施を中止させていただきます。

- ・学校内で感染症が流行し、集団感染が確認された場合や休校または学級閉鎖等の措置が取られている場合。
- ・学級閉鎖等とはお申込みの学校等で学年、クラスを問わず学校内で学級閉鎖又は学年閉鎖が行われている場合です。

なお、出前事業を中止したことにより発生する損害等については、その責任を負いませんので、あわせてご了承ください。

江波山気象館では、少人数の職員で出前事業を実施しております。万が一職員が感染症に罹患した場合、館の事業実施に大きな影響を与え、出前事業自体の実施ができなくなる恐れがあります。みなさまのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

※1 学校保健安全法施行規則第18条<sup>※1</sup>に規定する感染症の種類は以下のとおりです。（令和7年4月現在）  
第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）  
第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。）、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎  
第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症  
2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

係	主幹学芸員	館長

# 出前事業利用申込書

(承諾書および免責同意書)

広島市江波山気象館長 様

令和 年 月 日

主催者〔学校名〕  
代表者職名・氏名  
住 所  
電 話 番 号

「出前事業のご利用について」及び下記事項を承諾した上、貴館の出前事業の利用を申し込みます。また、事業実施中に生じた事故による損傷や損害について、貴館に責任を求めません。

実施日時 令和 年 月 日 ( ) : ~ :

実施場所

参加人数(予定)

担当者氏名

担当者連絡先(電話番号)

〔日中(8:30~17:00)でご連絡がつく時間帯(平日) : ~ : (休日等) : ~ : 〕

## 記

- 参加者の誘導、事業実施中の安全の確保等については、主催者の責任において行います。また、実施中の参加者の事故や怪我についても、主催者において対応します。
- 傷害保険等への加入の有無を確認し、未加入の場合は、実施日までに加入します。※
- 下記の場合は、出前事業の中止を承諾します。

(ア) 実施日当日に傷害保険等への加入の有無が未確認または未加入の場合

(イ) 実施中の参加者の危険な行為等により、安全の確保が困難な状況であると貴館において判断がされた場合

(ウ) 下記により貴館において実施が困難と判断された場合

- ・台風や大雨・雪等の天候の状況や地震等による自然災害の被害状況
- ・感染症予防等による集会等の自粛が必要な場合等や、これに伴い貴館が休館する場合等
- ・学校内等で感染症等により集団感染が確認された場合や休校または学級閉鎖等の措置がとられている場合
- ・その他

なお、いかなる場合においても、出前事業の中止により発生した損害の保障については貴館に求めません。

- 主催者及び参加者の過失による機材の破損等があった場合は、主催者で修復費用等の必要経費を負担します。

※サイエンスショーをご利用の場合のみ。すでに実施会場(施設)の加入している傷害保険等がある場合、その保険の適用について実施事業参加者(未就学児も含む)に対応していることを確認します。

万が一、事故等が発生した際に、傷害保険等の未確認や未加入、未対応等の理由により保険が適用されない場合は、主催者の責任において対応します。

以上

(サイエンスショーをご利用の場合のみ記入)

傷害保険等への加入の有無について確認の上、該当する方へ○をつけてください。

申し込み時現在 有 ・ 無 ( 令和 年 月 日までに加入します。 )

※未加入の場合は、必ず実施日までに加入してください。